

徳島県告示第五百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和二年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

139	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員  (メートル)	延 長  (メートル)
板	船戸切幡上	阿波市阿波町桜ノ岡五三 二番一地从先から 同 五明二二六 同 番地先まで	同	新	七・八〇一六・一	一 二 三 ・ 八
				旧	四・八〇一一・五	一 二 三 ・ 八